

新鮮力募集 申込期日迫る

金田町では、新しい街づくり職員を募集しています。

■受験資格

昭和45年4月2日より昭和58年4月1日までに生まれた人

■採用職種および人数

一般事務職（若干名） 土木技術職（1名）

■採用試験方法

一次試験 教養科目・事務適性検査・専門科目

二次試験 論文・面接（一次試験合格者のみ）

■申込受付期間

2月12日から**26**日まで

■採用試験日、試験会場

一次試験 3月4日（日）9時30分集合 役場（3階）301会議室

二次試験 3月20日（祭）8時30分集合 役場（3階）301会議室（日時は予定）

お問い合わせは

役場 総務課庶務（人事担当）係 ☎22-0555



緊急告知 19日に移転

総合会館内の、教育長室と学校教育課が役場3階に移転します。

小・中学校の転校、その他提出書類や各種申請について、町の証明等が必要なときに、総合会館と役場を往復することなく、今後は手続き等が役場でできます。

町有地（宅地）分譲します

自らが居住する住宅を建設するための宅地を必要としている方に町有地を分譲します。

■分譲地 星ヶ丘団地内 4区画

■分譲単価 1坪当たり45,000円

■申込期間 2月16日～3月15日

■申込方法 一世帯1区画

■必要書類 イ) 宅地分譲申込書（役場備え付け） ロ) 住民票 ハ) 印鑑

お問い合わせは 役場 総務課財産管理係 ☎22-0555

区画番号	面積 (坪)	坪単価	分譲価格
①	489.94	148,200	6,869,308
②	333.64	100,920	4,541,674
③	492.54	148,330	6,704,700
④	333.64	100,920	4,541,674

人権作文入選作

障害者差別について

市岡 良佳

私は母にすすめられて、乙武洋匡さんの「五体不満足」と「乙武レポート」を読みました。

彼は、先天性四肢切断という障害を「身体的特徴」と考えて、明るく、前向きに、そして意欲的に生きています。

乙武さんの事は、TVや雑誌など、マスコミを通じて知ってはいたものの、2冊の本を読み、改めて障害者について考えさせられました。

毎年、夏休みに24時間TVの放送があり、障害をもった人達が色々な事に挑戦しているのを、私はいつも「すごいな」と思いながら見ていました。本当にすごい事なのに、いつもその時だけの感動をして、その人達の日常生活について考えた事などありませんでした。

公共の建物には、車イス用のスロープがつけられたり、車イス用のトイレが設置されているところが増えてきました。エレベーターも広くしたり、スイッチを低い位置につけ点字で知らせています。

交差点では、盲人用に信号がかわると、音楽が流れる所もあります。駅のホームや歩道にも、盲人でもわかるように突起をつけたラインがあります。

父の働く会社にも、車イスの人用のATMを設置していると聞きました。

そして、世の中にはバリアフリーという言葉が、流行語のように言われるようになってきました。

乙武さんは本の中で、「障害者を生み出しているのは、紛れもなく環境の不備」「障害者に対する



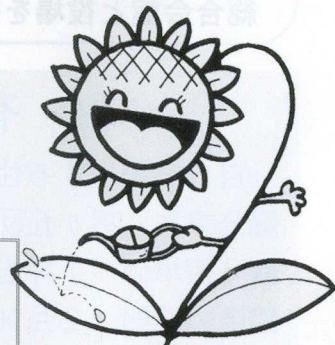
る心のバリアを取り除くために必要なのは、他人を認める心と慣れ」といっています。実際に私も障害者を見た時、どう接したらいいのか、どう声をかけたらいいのかとまどってしまいます。だから障害をもった人達が健常者とかわりなく、スムーズに生活を送る事が出来るようになって初めて、差別がなくなるのだと思います。障害者を「かわいそう」という目で見るのは、健常な自分を優位に見ているのかもしれない。もしかしたら、そういう気持ちが差別の心なのかもしれません。

もし、自分の目が見えなくなったら、耳が聞こえなくなったら、車イスの生活をしなければならなかったらと、相手の立場になって考え、全ての人が同じ条件で生活出来るようになった時が、本当の差別がなくなった時だと思います。

そして私は、障害者の方と逢った時、どう接することが望ましいのか見つめていこうと思います。これは考えてする事ではなく、自然でありたいと思います。

2冊の本を通して、人と人のつながり、人への接し方を考える良い機会となりました。

心のバリアフリーをもてるようになりたいです。



人権の花「ひまわりちゃん」

差別ゼロ、みんなで明るい町づくり

池内 桃子

人権は、未来へ続く礎だ

吉田 大地

人権標語入選作

夫婦にかかわる悩みごと ●子どもの扶養



Q 夫と2人の幼児をもつ34歳の専業主婦です。夫の激しい暴力に耐えられず、2人の子どもを連れて家を出ました。離婚話が進むなか、夫は「離婚はするが、勝手に家を出たのだから養育費など払わない」と言います。子どもの扶養について、詳しく知りたいのですが・・・。

子どもを引き取らない親も 養育費を支払う義務がある

A 未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合、まず、子どもをどちらが引き取り、監護するかを決めなければなりません。通常は、親権者となる人が監護します。しかし、親権者（親権をもつ者）と監護者（実際に子どもの面倒をみる者）は別々に決めることもできますので、子どもの幸せを考えて決めることが大切です。

扶養費用、いわゆる養育費を負う義務は、子どもの監護、親権の有無に関係なく、夫婦双方にあります。その義務は、親族間の扶養義務より重いとされています。自分の生活を切り詰めてでも、自分と同程度の生活を子どもにさせる義務（生活保持義務）があります。生活保持義務の対象は未

成年者ではなく、子どもの立場に応じ、経済的に自立するまでの未成熟者とされています。養育費の分担割合は、あなたと夫それぞれの資産や収入、子どもの年齢を考慮して決めることになるでしょう。

以上の問題は、夫婦の協議で決めるのですが、協議が困難な場合は、家庭裁判所に申し立ててください。また、母子家庭には収入に応じて児童扶



養手当などの補助があるので、調べておくとういでしょう。（カウンセラー：福富 功）

家庭問題情報センター相談室

●東京（土・日を除く10時～17時30分 / ☎03-3971-3741） ●福岡（月・水・金 9時30分～17時 / ☎092-734-6573）

恵方とははてさて二十一世紀
墓寒しどこに触れても語りても
病院の窓が額縁初山河
純白の躰糸解く初衣装
子の元気耳にほころぶ初電話
冬芽立つ小鳥の声のささやきに
鏡餅焼いて力もちひけり
工房の戦場めきて聖菓焼く
水墨の独楽影もたずめでたけれ
鬼瓦今を我慢の雪帽子
背伸びしてばらの花切る老の春
にんやりと笑っても見る初鏡
大根干し故郷母の在ることし
それぞれの国のワインの初荷かな
初御空メール交換飛び交へり

岩井 鬼童選
岩井 鬼童
市川 法子
永尾喜美江
日比生利子
建部三由紀
田村 君子
香月 富子
塚本美樹弥
福田 初子
松岡 蔦枝
大堀まさる
坂田 朝子
原田 鈴江
原 美恵子
花石かほる

中央公民館俳句教室詠草

役 場 職 員 配 置 (臨時者含む)

4階 議会事務局

局長 石井 康文
係 相原 明

総務課 (町長 吉田 桃生) 3階 学校教育課 (教育長 田中貴美男)

<p>課 長 吉田 民春</p> <p>庶務係長 吉田 国春</p> <p>係 藤林 俊文 谷本 信義 田村多美恵 竹澤 政高 電算係 森 宏太郎</p>	<p>財政係長 辰島 良一</p> <p>係 森 美津雄</p> <p>宮脇 一彦</p> <p>財産管理係長 天賀 和良</p> <p>係 永末 卓哉</p> <p>水道企業団係長 野村 健一</p> <p>瓜生 信幸</p>	<p>課 長 勝野 政博</p> <p>渡辺 巧</p> <p>係 長 松岡 弘子</p> <p>係 高橋美由希</p> <p>小学校 近藤 啓子 大塚比佐子</p> <p>中学校 犬丸 玲子 辰島田鶴子</p>
---	--	--

土木鉦害課 2階 産業振興課 企画開発課

<p>課 長 松岡 周二</p> <p>係 長 井戸 実男</p> <p>係 木戸 昭生</p> <p>平島 新雄</p> <p>森藤 光博</p> <p>若林 友克</p> <p>荒牧 久絵</p>	<p>課 長 若林 良明</p> <p>係 長 吉田 春樹</p> <p>係 中尾 勉</p> <p>中村 友治</p> <p>森野 秋人</p> <p>竹宗 慶</p>	<p>課 長 角銅 安秋</p> <p>係 長 田村 一人</p> <p>係 堀池 弘幸</p> <p>山本 一博</p> <p>大井 英次</p>
--	---	--

神崎保育所

<p>課 長 谷口重太郎</p> <p>係 長 千手 律子</p> <p>保育士 中寫千代子 松本美千代 辰島 玉美 三橋 愛子 野村 由美 森野るみ子</p>	<p>保育士 森 多津子 児玉富士美 新 久子</p> <p>調理師 藤川千賀子</p> <p>保育士 武内亜里佐 梅原美奈子 太田 久美 沼野ゆかり</p>	<p>保育士 永末いづみ 和田 千秋</p> <p>調理師 吉田 瑞穂</p> <p>事 務 加藤 志津</p> <p>運転士 荒木 初美</p>
--	---	---

水道課 1階 左側 福祉課

<p>課 長 辰嶋 一明</p> <p>森山 豊</p> <p>業務係長 原口慎一郎</p> <p>係 中島 文彦</p> <p>湊 真由美</p> <p>浦田 国幸</p> <p>工務係長 持尾 範文</p> <p>係 森下 延樹</p>	<p>課 長 吉田 信子</p> <p>保健福祉係長 西山 惇子</p> <p>係 森野 輝仁</p> <p>池田麻由美</p> <p>清水奈緒子</p> <p>佐藤由利子</p> <p>野上美智子</p> <p>介護保険係長 森藤百合子</p> <p>係 大井 浩</p> <p>山本佐知子</p>	<p>介護保険田川支部 吉田 憲治</p> <p>本田 考代</p> <p>医療年金係長 松本 民子</p> <p>係 井戸ひとみ</p> <p>辰島 繁雄</p> <p>並川昌太郎</p> <p>森野鉄之助</p>
--	--	--

税務課 住民課 1階 右側 総務課 (収入役 田中純生)

<p>課 長 辻 幹雄</p> <p>賦課係長 貞国 徳美</p> <p>係 中村 幸二</p> <p>森野 道正</p> <p>村上 美佳</p> <p>徴収係長 植高 悦憲</p> <p>係 大島 一彦</p>	<p>課 長 杉 信生</p> <p>同和対策住宅係長 林 敏彦</p> <p>係 田中 朋之</p> <p>吉田 健志</p> <p>日野 博文</p> <p>住民係長 鶴丸真知子</p> <p>係 中原 由美</p> <p>八代 賢一</p> <p>環境衛生係長 原田 道孝</p> <p>係 荒木 直人</p>	<p>会計係長 香月 愛子</p> <p>係 仲村 和宏</p> <p>森 めぐみ</p>
---	--	---



役場職員は、全員名札を着用しています。お気軽に声をかけてください。

社会教育課

<p>課長 (中央公民館長) 木戸 勝正</p> <p>社会教育係長 池長 和美</p> <p>係 萬田 信之</p> <p>荒巻 修</p> <p>高橋 成子</p> <p>公民館係長 田中 敏明</p> <p>係 貞国 大吾</p>
--

健康体験課

<p>課長 (B & G 所長) 高橋 峯男</p> <p>B & G 吉田 貴通</p> <p>相原 剛志</p> <p>藤田 秀人</p> <p>中村 竜也</p>	<p>ふれあい塾長 森野 和彦</p> <p>ふれあい塾 蜂屋 憲一</p> <p>中村 克也</p> <p>吉田 幸子</p> <p>田中 勝之</p>
--	---

お知らせ

文化講演会

★日時／3月23日(金) 19:30～

★会場／総合会館

★講師／けんじょうみえこ見城美枝子

お問い合わせは

社会教育課 ☎22-2200



福岡県大学等合同会社面談会

大学、短大、高専、専修及び公共職業能力開発施設を平成13年3月卒業される方(平成12年3月卒業された方で未就職者を含む。)を対象にした、「合同会社面談会」を開催します。

★日時／2月27日(火) 11時30分～16時30分

★場所／福岡ファッションビル 8階

★参加予定企業／県内の地場企業(100社程度)

お問い合わせは

福岡学生職業センター ☎092-714-1556

第1回福岡県障害者文化祭

県内の障害者のグループから募集した文化・芸術活動を紹介、発表します。

★日時／3月11日(日) 10時～16時

★会場／クローバーホール・大ホール

福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内

★内容

(1) JOY倶楽部ミュージックアンサンブルの公演

(2) 応募者の発表

楽器演奏・合唱・舞踊・演劇等

(3) 障害者の福祉活動の紹介

盲導犬協会の活動・障害者スポーツなど

★入場料／無料

お問い合わせは

福岡県障害者社会参加推進センター ☎092-584-6067

平成13年度 建設工事指名願い受付

★受付場所 役場土木鉱害課

★提出書類 国土交通省統一様式 A4サイズ

1 建設工事入札参加資格審査申請書

2 営業経歴書(沿革)

3 法人の場合は登記簿謄本

4 建設業法に基づく許可証明書

5 印鑑証明書

6 納税証明書

7 完納証明書

8 その他(a)身元証明書 (b)営業所一覧表 (c)工事経

平成筑豊鉄道時刻改正

JR九州の時刻改正に伴い、平成筑豊鉄道も時刻を改正します。

★実施日／3月3日(土)

田川伊田～直方間 快速列車運転

3月の時刻改正で、初めての快速列車の運転を行ないます。

快速列車は、田川伊田・金田・赤池・直方駅に停車します。その他の駅には、停車しません。

踏切しゃ断機の降下又は警報機が鳴っているときは、絶対に踏切内に入らないようお願いします。

快速列車は、田川伊田～直方(16.1km)間を21分間で走行します。踏切を通過する場合、時速50km以上になります。

お問い合わせは 平成筑豊鉄道 ☎22-1000

救急法救急員養成講習会開催要項

この講習会は、思わぬ災害や事故にあった人、急病になった人にとっさの応急手当を施して医師の手に渡すまでの救急法の知識と技術を身につけ、健康で安全な生活を営むことを目的としています。

★日程／3月23日(金)～25日(日) 9時～17時

★会場／北九州市赤十字血液センター会議室

★定員／30人

★講習内容／1) 応急手当の基本 2) 心肺蘇生法

3) 止血と傷の手当 4) 骨折の処置 5) 急病

6) 包帯法(三角巾) 7) 運搬法 8) 救護

★受講資格／満15歳以上の心身ともに健康な者

全期間出席できる者(遅刻・早退は認めません。)

★経費／教材代 3,000円(教材代実費)

★申込み方法／氏名、生年月日、住所、職業を明記し、80円切手を貼った封筒(住所、氏名を書添)を同封のうえ下記まで郵送願います。

★締切り／3月1日

★申込み先／日本赤十字社福岡県支部

〒815-8503 福岡市南区大楠3丁目1番1号

☎092-523-1171

HP <http://www.fukuoka.jrc.or.jp/>

お問い合わせは

役場 土木鉱害課 ☎22-6668

歴書 d主要取引金融機関名 e経営事項審査申請書の結果通知書の写し f技術者調書 g機械器具調書

h年間委任状 i使用印鑑届 j建設業退職金共済組合加入証 k事業所付近見取図 l労働保険料納入証明書

m消費税及び地方消費税納入証明書

★受付期間 平成13年3月1日～3月30日

★提出部数 1部

★有効期間 平成13年4月1日～

平成14年3月31日(1年間)

お問い合わせは

役場 土木鉱害課 ☎22-6668

お問い合わせは

役場 土木鉱害課 ☎22-6668

お問い合わせは

役場 土木鉱害課 ☎22-6668

固定資産課税台帳の縦覧

今年の固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行ないます。

★縦覧期間／3月1日(木)～3月21日(水)

★縦覧期間／8時30分～17時

*ただし、土・日・祭日は除く

★縦覧会場／役場 税務課

★持参品 / 印鑑

お問い合わせは

役場 税務課課係 ☎22-0557

下田川出張納税相談

田川税務署では、相談会場を設け、皆様のご相談に応じる予定にしております。

★相談日／3月6日(火)・7日(水)・8日(木)・9日(金)

★相談時間／9時～12時 13時～16時

★相談会場／役場 3階会議室

お問い合わせは

田川税務署 個人課税部門 ☎44-0432

サラリーマンの還付申告

所得税の還付申告をするサラリーマンのために、簡易な申告用紙があります。

この還付申告書を使って申告できるのは、年末調整を受けた給与収入だけのサラリーマンで、次の事由により申告すれば所得税が戻る人です。

- ① 災害や盗難にあったとき
- ② 多額の医療費を支払ったとき
- ③ 国や地方公共団体などに寄付をしたとき
- ④ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき又は増改築したとき
- ⑤ 年末調整後に子供の誕生など扶養親族数に異動があったとき

なお、給与の年収が2千万円を超える人、2カ所以上からの給与がある人は使用できません。

この還付申告書は、大幅に簡素化されており、記入は原則として一面だけでよく、また年末調整を受けた所得控除項目は、源泉徴収票の金額をそのまま書き写せばよいことになっています。

一方、還付される金額の受領の方法ですが、還付金額の多少にかかわらず銀行などの金融機関の預金口座振込みを利用されると便利です。

還付の申告は1月から受け付けております。

還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出してください。郵便でも受け付けています。

お問い合わせは

田川税務署 個人課税部門 ☎44-0432

平成12年分所得税について

定率減税が実施されます

定率減税の額は、平成12年分の所得税額の20%(最高25万円)です。

【給与所得があるかた】

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方については、原則として、その給与の支払者のもとで定率減税額の控除が行なわれます。

【退職所得がある方】

退職所得については、その支払を受ける際の源泉徴収の段階では定率減税の適用がありません。このため、退職所得から源泉徴収された所得税について定率減税の適用を受けるためには、平成12年分所得税の確定申告を提出する必要があります。

【公的年金等を受けている方】

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方については、原則としてその公的年金等の支払者のもとで定率減税額の控除が行なわれますが、最終的な精算は、確定申告によって受けることになります。

【事業所得や不動産所得などがある方】

事業所得や不動産所得などがある方で、確定申告を行なう方については、その確定申告の際に定率減税額が控除されます。

所得税の確定申告の期間は2月16日から3月15日までですが、還付を受けるための申告は、2月16日前でも受け付けていますのでお早めに申告してください。

お問い合わせは

田川税務署 個人課税部門 ☎44-0432

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉法人 金田町社会福祉協議会

次のみなさんからご寄付をいただきました。

この寄付金は、社会福祉充実のため有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

香典返し

大嶋 米秋様	(福丸)	[故・大嶋モモ子様]
吉本義一郎様	(新町3)	[故・吉本スマ子様]
花石 房江様	(宝見)	[故・花石 正人様]
荒巻 修 様	(人見)	[故・荒巻キミエ様]
原田チヨコ様	(人見)	[故・原田 明 様]
(原田水道様)		
和田フジエ様	(神崎3)	[故・長部アキエ様]
岸田 京子様	(太陽)	[故・岸田 貞夫様]